

ボーリング調査検尺の遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

(対象)

第1条 本業務は、「ボーリング調査検尺の遠隔臨場に関する試行要領」（以下、「試行要領」という）に基づく遠隔臨場の対象業務である。受注者が希望する場合は、発注者と協議のうえ、遠隔臨場を行うことができる。

(実施協議)

第2条 受注者は、遠隔臨場を希望する場合は、業務打ち合わせ簿により発注者と協議を行わなければならない。

業務打ち合わせ簿には、試行要領に定める下記の内容を記載するものとする。

- (1) 事前準備
- (2) 遠隔臨場の実施方法
- (3) 実施手続き
- (4) 記録と保管方法
- (5) 電波不良時の代替措置

(機材等の手配・仕様)

第3条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有する端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信料以外の新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第4条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、間接調査費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(調査への協力)

第5条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合において、発注者から依頼があった場合には、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。